

営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用

営繕工事における工期は、多雪、寒冷、多雨、強風等の自然的要因を考慮し設定しているが、建設業における働き方改革の取組の一環として、自然的要因のうち、猛暑については、下記のとおり過去の観測値に基づき作業不能日数を工期に見込むとともに、工期中に実際に発生した日数が、工事発注当初に見込んでいた日数と著しく乖離する場合は、必要に応じて工期および請負代金額を変更するものとする。

記

1 対象となる工事

令和 7 年 3 月 1 日以降、入札公告を行う全ての営繕工事
(既に発注された関連工事がある営繕工事についてはこの限りでない)

2 猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間

猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点※ における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が 31 以上となった時間とする。

※ 工事場所近傍の観測地点は下記表を基本とし、現場説明書に明示する。

工事場所	観測地点
福井土木事務所管内（旧越廼村除く）	福井
福井土木事務所管内（旧越廼村）	越廼
三国土木事務所管内	三国
奥越土木事務所管内（勝山市）	勝山
奥越土木事務所管内（大野市）	大野
丹南土木事務所管内	今庄
丹南（鯖丹）土木事務所管内	今庄
敦賀土木事務所管内（敦賀市）	敦賀
敦賀土木事務所管内（敦賀市除く）	美浜
小浜土木事務所管内	小浜

3 工事発注時の取扱い

工事発注に際して見込む猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第 2 号）に規定する休日および夏季休暇（3 日）を除く。）の 8 時から 17 時とし、上記 2 に該当する時間を、過去 5 年の WBGT 値デ

一タに基づき算定し、8で除して日数に換算したものの5年分を平均したものとする。(小数点以下第一位を四捨五入する。)

別記の現場説明書の記載例を参考に、猛暑による作業不能日数を明示する。

4 工期の変更に係る取扱い

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、上記2に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、または現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。(小数点以下第一位を四捨五入する。)この日数が、上記3において現場説明書に明示する日数と著しく乖離し、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について変更し、工期および請負代金額を変更する。

5 WBGT値の観測等

工期中のWBGTの観測方法は、受注者が現場において計測(ISO7243 / JIS B 8504 や JIS B 7922 の機器を使用)した値を基本とするが、環境省が公表する熱中症予防情報サイトの値としてもよい。受注者が記録したWBGT値の計測結果について定期的な報告は不要とする。WBGT値の計測装置は一般的な熱中症対策に係る費用として共通仮設費率および現場管理費率に含まれている。

上記2に該当することで全作業中断または現場を閉所した場合、受注者は工事記録(週報)等に当該時間のWBGT値を併せて記載し、監督職員へ報告すること。

(参考)

環境省熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

建設物価調査会工期設定のための猛暑日数確認サイト

<https://nechusho.kensetu-navi.com/mousyo/>

別記 1 現場説明書記載例

● 猛暑による作業不能日数について

本工事の工期には、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- (1) 作業不能日数：●●日間
- (2) 上記 (1) の日数は、環境省が公表する以下の○印を付した観測所の過去 5 年分（●年～●年）について、本工事の工期に対応する期間（福井県の休日定める条例（平成元年福井県条例第 2 号）に定める休日および夏季休暇（3 日）を除く。）において、8 時から 17 時の間に WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が 31 以上となった時間を算定し、日数に換算したものの 5 年分を平均したものである。
 - ・北陸地方 福井県 の「福井観測所」
 - ・北陸地方 福井県 の「越廼観測所」
 - ・北陸地方 福井県 の「三国観測所」
 - ・北陸地方 福井県 の「大野観測所」
 - ・北陸地方 福井県 の「勝山観測所」
 - ・北陸地方 福井県 の「今庄観測所」
 - ・北陸地方 福井県 の「美浜観測所」
 - ・北陸地方 福井県 の「敦賀観測所」
 - ・北陸地方 福井県 の「小浜観測所」
- (3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、WBGT 値が 31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、または現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。)) が (1) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。工期中の WBGT 値の観測は、現場において計測（ISO7243 / JIS B 8504 や JIS B 7922 の機器を使用）することを基本とするが、環境省が公表する上記 (2) の観測所における値としてもよい。

別記2 作業不能日数算定例

工事場所：三国土木事務所管内

工事期間：令和6年7月20日～令和6年11月30日

北陸地方 福井県 「三国観測所」の猛暑日（単位：時間）

	7月	8月	9月	10月
2019年	0	5	0	0
2020年	0	21	7	0
2021年	0	1	0	0
2022年	1	23	0	0
2023年	6	70	8	0
5年間平均	1.4	24	3	0

作業不能日数＝ {7月の猛暑時間× (11日間 [7/20～7/31] /31日間) +8月～10月の猛暑時間} ÷8

$$= \{1.4 \times (11/31) + 24 + 3 + 0\} \div 8$$

＝ 3.437... ⇒ 3日（小数点以下第一位を四捨五入）

※11月1日から11月30日は対象外（WBGT値公表の対象期間は4～10月）のため7月20日から10月31日までの猛暑時間から作業不能日数を求める。

※7月20日は、月の途中のため、当該月の猛暑時間を日割りする。

以上より、今回の算定例では3日間を加算する。